

特区法第13条（旅館業法の特例）に関する政令の概要（検討中）

- 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件
 - 10日以上の滞在の賃貸借契約であること
 - 外国人旅客の滞在に適した施設であること
 - 滞在に適した広さ（原則25m²以上）
 - 適当な換気、採光、照明、防湿、冷暖房の設備
 - 浴室、洗面、トイレ、寝具、調理、収納、清掃のための設備・器具
 - 使用前の居室の清潔の保持
 - 施設の使用方法に関する外國語を用いた案内のほか、緊急時対応、外国人旅客との契約に基づく役務を提供する体制が確保されていること

* このほか、省令で都道府県知事の認定に係る手続について規定。